

統計データでみる大山崎町の現状

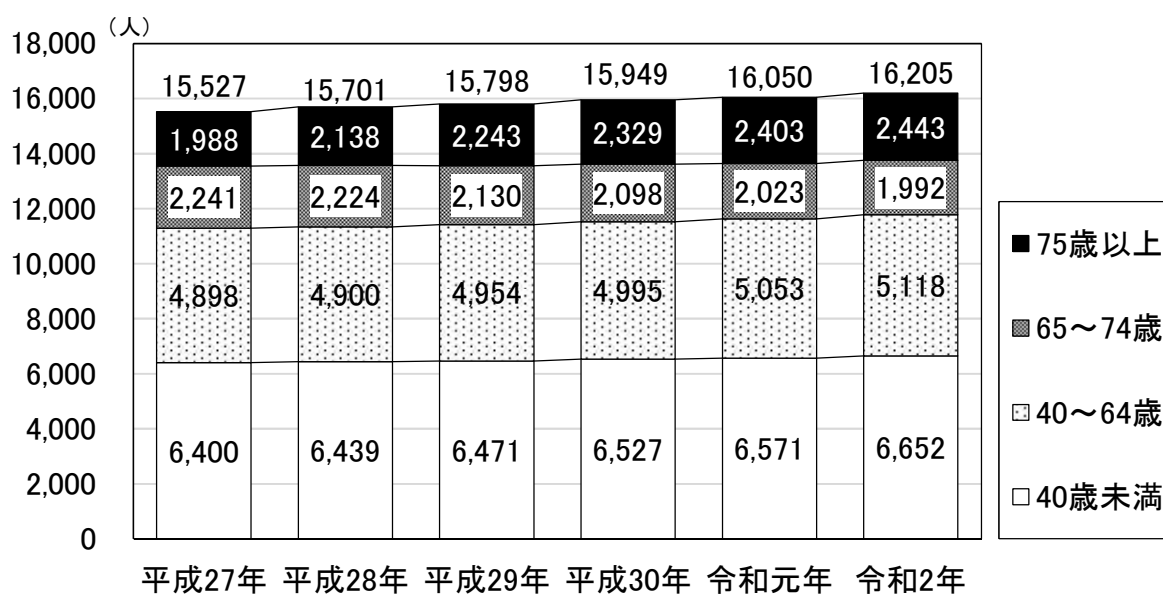
1) 人口・世帯の推移

(1) 人口の推移

住民基本台帳（外国人含む）から、本町の総人口の推移をみると、平成 27 年は 15,527 人、令和 2 年は 16,205 人と年々増加しています。

また、40 歳未満や 40～64 歳の人口は増加（総人口に占める割合は横ばいで推移）しています。65～74 歳（前期高齢者）は人口・総人口に占める割合ともに減少していますが、75 歳以上（後期高齢者）は人口・総人口に占める割合ともに増加しています。令和 2 年には前期高齢者が 1,992 人、後期高齢者が 2,443 人で、総人口に占める割合はそれぞれ、12.3%、15.1%となっています。

【総人口および各年齢階層人口の推移】

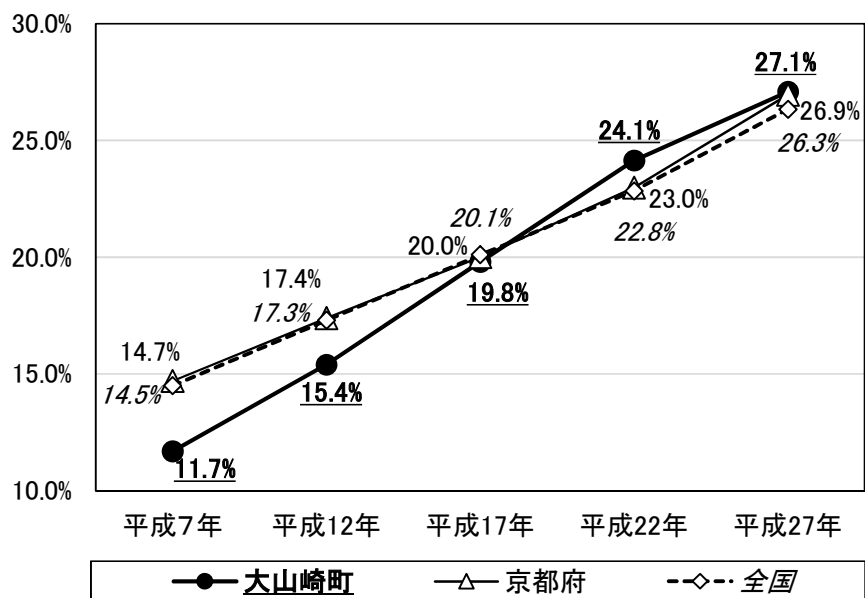


		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
実数	総人口	15,527	15,701	15,798	15,949	16,050	16,205
	40 歳未満	6,400	6,439	6,471	6,527	6,571	6,652
	40～64 歳	4,898	4,900	4,954	4,995	5,053	5,118
	65～74 歳	2,241	2,224	2,130	2,098	2,023	1,992
	75 歳以上	1,988	2,138	2,243	2,329	2,403	2,443
割合	40 歳未満	41.2%	41.0%	41.0%	40.9%	40.9%	41.0%
	40～64 歳	31.5%	31.2%	31.4%	31.3%	31.5%	31.6%
	65～74 歳	14.4%	14.2%	13.5%	13.2%	12.6%	12.3%
	75 歳以上	12.8%	13.6%	14.2%	14.6%	15.0%	15.1%

資料：住民基本台帳（外国人を含む）（各年 10 月 1 日、令和 2 年は 5 月 1 日）

国勢調査から、平成7年以降の本町の高齢化率の推移を京都府及び全国と比較すると、平成7年時点では11.7%でしたが、平成17年には19.8%で京都府及び全国と同程度の水準となりました。また、平成22年には24.1%と、京都府及び全国を上回る水準となり、平成27年には27.1%となっています。

【高齢化率の推移（京都府及び全国との比較）】

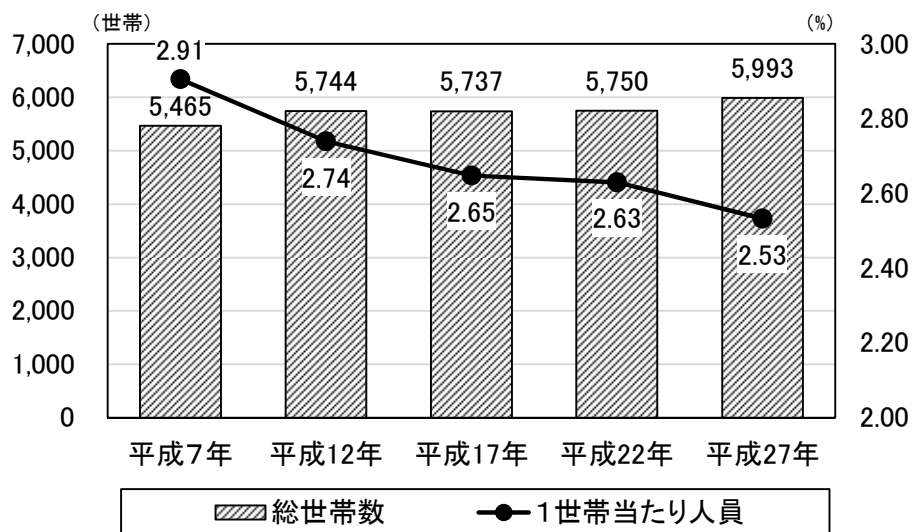


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

（2）世帯の動向

国勢調査から本町の総世帯数の推移をみると、平成7年では5,465世帯が、平成27年には5,993世帯と増加傾向にあります。また、1世帯当たり人員は、平成7年には2.91人が、平成27年には2.53人となっており、世帯規模の縮小が進んでいます。

【総世帯数と1世帯当たり人員の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

国勢調査から本町の 65 歳以上の親族がいる一般世帯（施設等を除く住宅に住む世帯）の推移をみると、平成 7 年では 1,343 世帯（一般世帯に占める割合は 24.6%）が、平成 27 年には 2,677 世帯（同 44.7%）と増加しています。

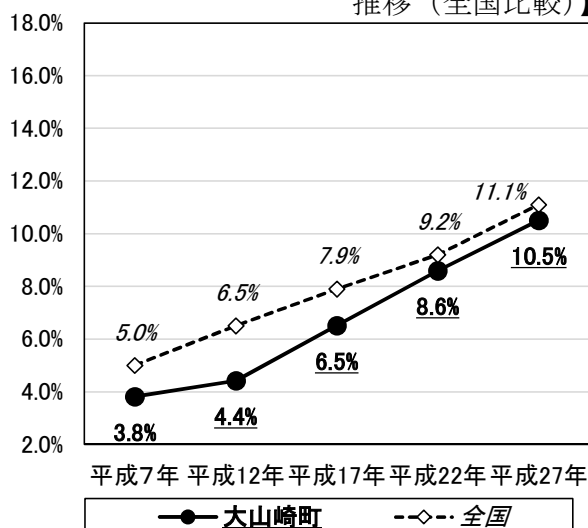
また、高齢者ひとり暮らし世帯と高齢者夫婦のみ世帯については、平成 7 年から平成 27 年にかけて、世帯数は 3 倍程度増加しています。さらに、高齢者ひとり暮らし世帯と高齢者夫婦のみ世帯の一般世帯に占める割合の推移を、全国と比較すると、ひとり暮らし世帯については、全国とほぼ同水準で増加しており、夫婦のみ世帯については、全国を上回る水準で増加しています。

【一般世帯および高齢者のいる世帯等の推移】

		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
世帯数 (世帯)	一般世帯数	5,460	5,736	5,733	5,747	5,987
	高齢者のいる一般世帯数	1,343	1,690	2,011	2,407	2,677
	ひとり暮らし世帯	208	253	373	494	629
	夫婦のみ世帯	388	585	773	880	997
	同居等世帯	747	852	865	1,033	1,051
	高齢者のいない一般世帯	4,117	4,046	3,722	3,340	3,310
一般世帯に 対する割合 (%)	高齢者のいる一般世帯数	24.6	29.5	35.1	41.9	44.7
	ひとり暮らし世帯	3.8	4.4	6.5	8.6	10.5
	夫婦のみ世帯	7.1	10.2	13.5	15.3	16.7
	同居等世帯	55.6	50.4	43.0	42.9	39.3

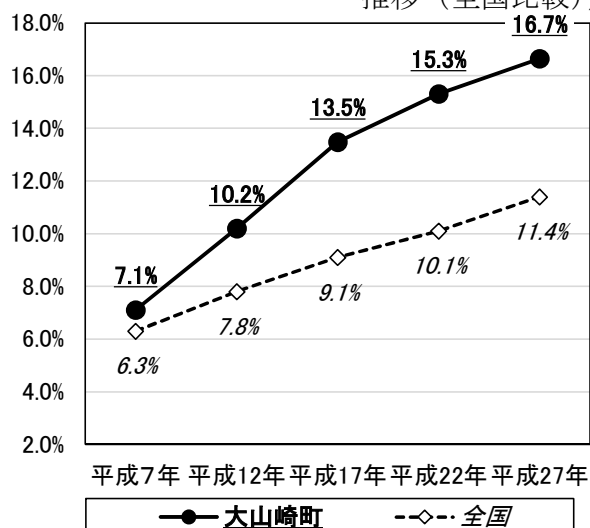
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

【一般世帯に占める高齢者ひとり暮らし世帯の
推移（全国比較）】



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

【一般世帯に占める高齢者夫婦のみ世帯の
推移（全国比較）】



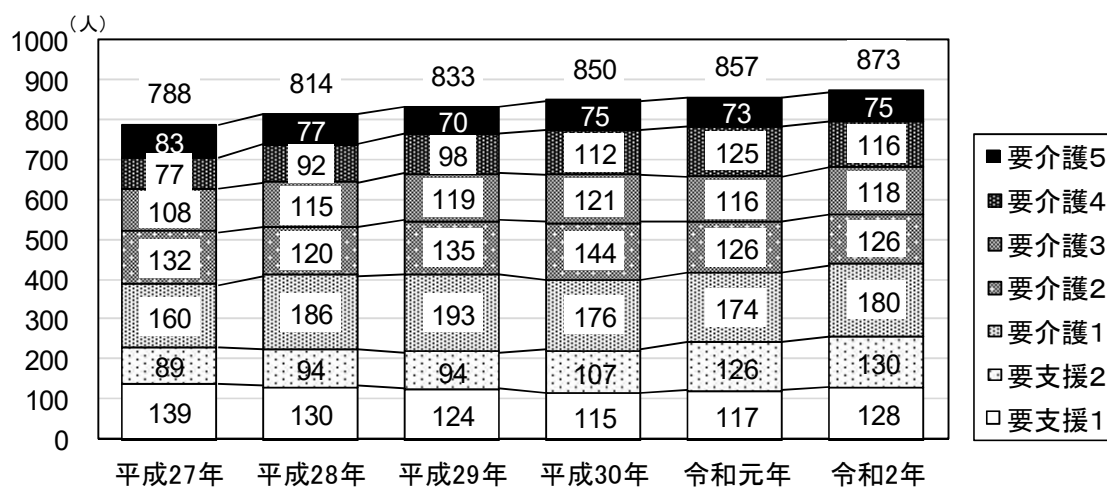
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

2) 要介護等認定者の推移

本町の要介護等認定者数は、令和2年で873人となっており、平成27年の788人の1.1倍程度となっています。特に、要介護4では、平成27年に77人が、令和2年には116人と1.5倍程度に、また、要支援2でも、平成27年に89人が、令和2年には130人と1.5倍程度に増加しており、他の要介護度と比べて増加が目立っています。

一方、要介護5と要支援1は平成27年から令和2年にかけて0.9倍と減少しています。

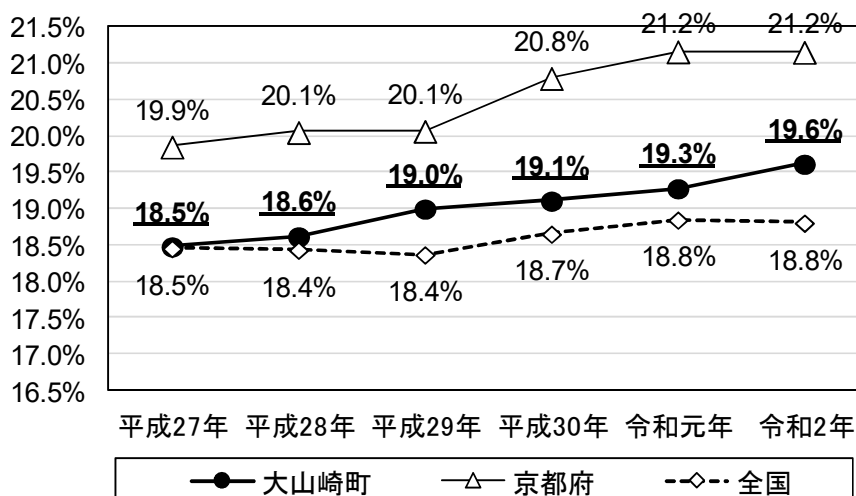
【要介護等認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末、令和2年は1月末）

本町の要介護等認定率は、平成27年から令和2年にかけて増加しており、令和2年は19.6%となっています。また、京都府の水準より低く、全国の水準より高くなっています。

【要介護等認定率の推移】

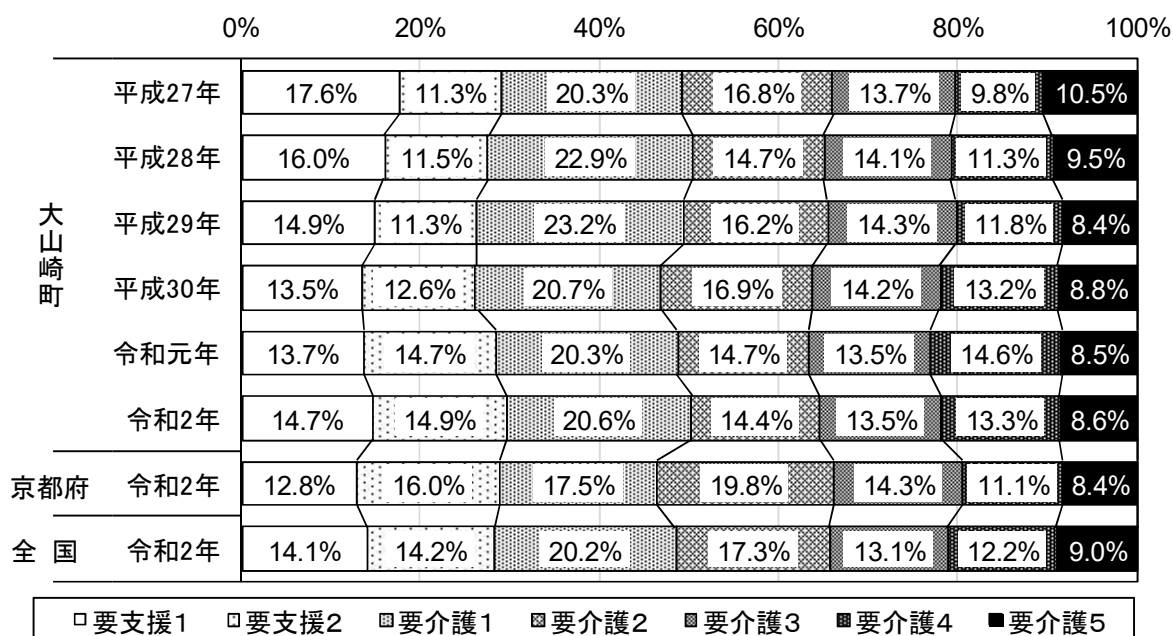


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末、令和2年は1月末）

要介護等認定率は、第2号被保険者を含む要介護等認定者数を第1号被保険者数で除した値。

令和2年の構成比について、京都府および全国と比較すると、要支援1と要介護4の割合が京都府及び全国より高くなっています。

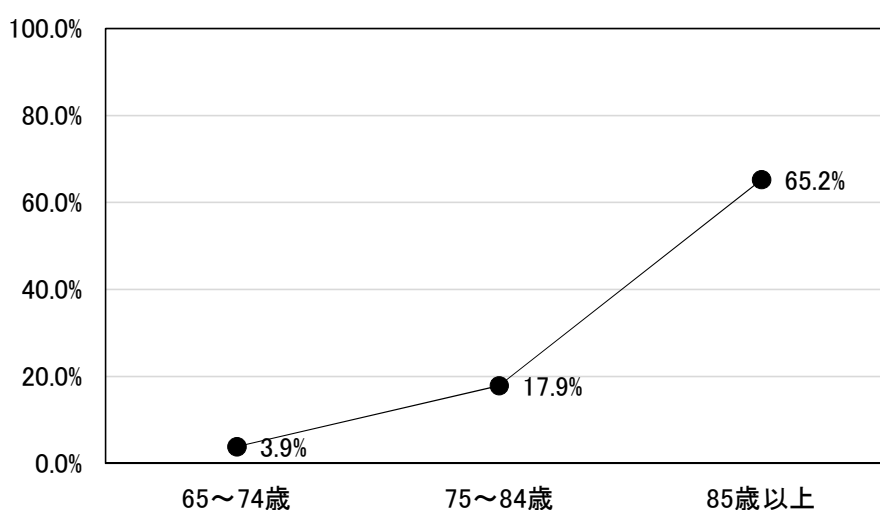
【要支援・要介護度別構成比の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末、令和2年は1月末）

本町の令和2年1月末の年齢構成別での要介護度等認定率をみると、前期高齢者では3.9%と1割に達していません。しかし、認定率は年齢とともに増加しており、特に85歳以上では65.2%となっています。

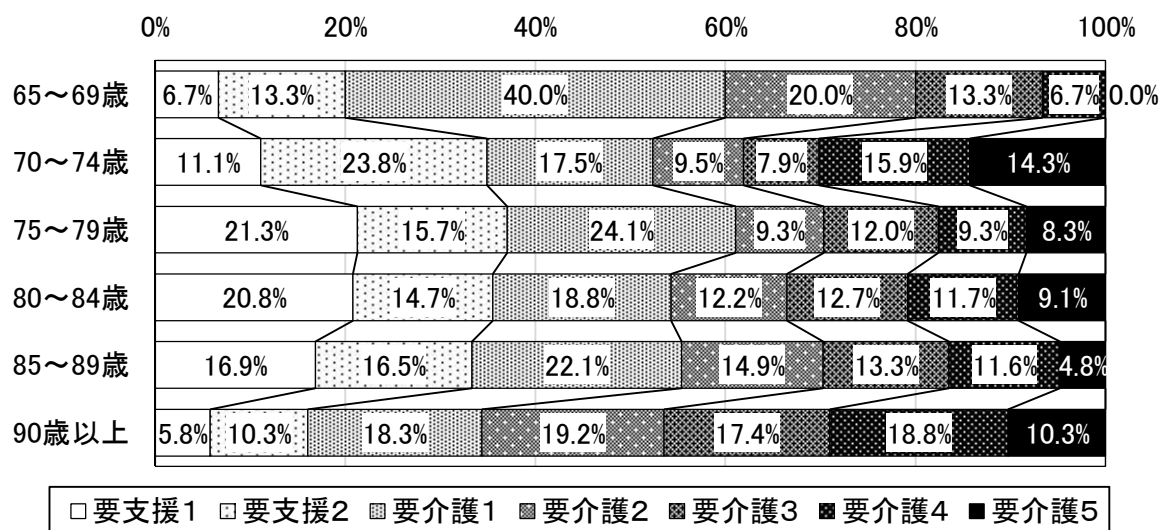
【年齢構成別の要介護度等認定率（令和2年1月末）】



資料：介護保険事業状況報告（令和2年1月末）

本町の令和2年1月末の年齢構成別の要介護度等構成比をみると、84～89歳までは要支援1・2及び要介護1で5～6割程度を占めていますが、90歳以上は34.4%と低くなっています。また、90歳以上では中重度者（要介護3～5）が46.4%となっており、ほぼ半数を占めています。

【年齢構成別の要支援・要介護度別構成比（令和2年1月末）】



資料：介護保険事業状況報告（令和2年1月末）

3) 認知症と判定された人の推移

要介護認定（更新）申請時の主治医意見書から、認知症高齢者の日常生活自立度の状況をみると、認知症と判定された人数は変動はありながらも 520～530 人台が多くなっています。要介護等認定者に占める判定者の割合は増加傾向にあり令和元年度で 76.3%となっています。

特に、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがより一層見られる「日常生活自立度Ⅲa 以上」と判定された方は、変動はありながらも増加傾向にあり、令和元年度は 197 人となっています。

【認知症高齢者の日常生活自立度別の人数・割合の推移】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
実数 (人)	I、Ⅱa、Ⅱb	352	348	340	295	338
	Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、M	172	176	192	177	197
	認知症と判定された人	524	524	532	472	535
割合 (%)	I、Ⅱa、Ⅱb	47.5	46.3	47.7	48.1	48.2
	Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、M	23.2	23.4	26.9	28.9	28.1
	認知症と判定された人	70.7	69.7	74.6	77.0	76.3

資料：要介護認定（更新）申請時の主治医意見書による

※認知症高齢者の日常生活自立度

介護保険制度の介護認定調査において用いられる基準で、認知症高齢者の日常生活における自立度を客観的、かつ、短時間で判断できるための指標として国が作成したものです。

I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱa	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態が家庭外で見られる。
Ⅱb	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態が家庭内でも見られる。
Ⅲa	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態が日中を中心に見られる。
Ⅲb	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態が夜間を中心に見られる。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。